

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10）
- ・食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.05）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.07）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬アクリナトリンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 4289

FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後 60 日間